

徳島県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、中小企業者等を対象に「太陽光発電設備」、「蓄電池」の導入に対する補助制度を開始します。

補助対象者



・中小企業者等

県内に事業所（事務所、工場、店舗等）を有する、次のいずれか。

- ①中小企業者、②中小企業団体、③社会福祉法人、④医療法人、⑤学校法人、⑥一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、⑦協同組合等

・電力販売契約等事業者 (PPA・リース事業者)



上記中小企業者等との間でPPA又はリース契約を締結し、中小企業等の事務所に補助対象設備を導入する事業者

※サービス料金又はリース料金から、補助金相当分が控除されていることが条件

主な補助要件

太陽光発電設備：

- ・発電した電力を、導入場所の敷地内で50%以上自家消費
- ・FIT制度やFIP制度の認定を取得しないこと（売電は可）。

蓄電池：

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されていること。
- ・据置型（定置用）であり、自立運転機能があること。

補助対象経費

設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費、工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

提出書類等

「令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）」からダウンロードしてください。



※補助金の申請に当たっては、必ず、上記の県ホームページに掲載している交付要綱やQ & A等の確認をお願いします。

補助額



補助対象設備	補助率	補助上限額
太陽光発電設備	5万円/kW	500万円
蓄電池	1/3	-
太陽光発電設備 +蓄電池	-	1,000万円

※蓄電池は、太陽光発電設備と併せて導入する場合に限り補助対象

事業の流れ



交付申請：令和8年9月30日まで
※申請受付は先着順です。
予算額に達し次第、受付を終了します。

実績報告：令和9年1月31日まで
※事業完了日から30日以内又は
令和9年1月31日のいずれか早い日まで。